

議案第 4 2 号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 2 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

児童福祉法の改正等に伴い、条例の基準となっている内閣府令が改正されたことを踏まえ、満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設，児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加及び理学療法士等を保育士とみなすことができる規定の追加に関して必要な改正を行うため，関係する条例の規定を一括して改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例

(取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (4)から(6)まで (略) <u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 法第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。</u> (7)から(9)まで (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項が	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童)をいう。 (4)から(6)まで (略) (7)から(9)まで (略) (保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項が

ら第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 から 6 まで (略)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。))又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と

ら第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 から 6 まで (略)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。))であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る

認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)から(11)まで (略)

第1節 小規模保育事業の区分

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。

(職員)

第29条 (略)

連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

第13条 削除

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)から(11)まで (略)

第1節 小規模保育事業の区分

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

(職員)

第29条 (略)

- 2 保育士又は地域限定保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
- (1)及び(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人
- (4) (略)
- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
- 4 第2項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(付則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を

- 2 保育士又は地域限定保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
- (1)及び(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人
- (4) (略)
- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行うときは、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士又は地域限定保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行うときは、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士又は地域限定保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」

(職員)

第31条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」

とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者（第 32 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者(B 型)」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B 型)」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」と読み替えるものとする。

(利用定員)

第 35 条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第 10 項第 1 号の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 44 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(付則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行うときは、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士又は地域限定保育士(前項ただし書の

とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者（第 32 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者(B 型)」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B 型)」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」と、同条第 4 号中「次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 32 条において準用する次号」と読み替えるものとする。

(利用定員)

第 35 条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第 10 項の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 44 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 47 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行うときは、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士又は地域限定保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第 48 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第 47 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第 48 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模型事業所内保育

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 47 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第 48 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第 47 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第 48 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模型事業所内保育

事業者」という。)」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。)」と読み替えるものとする。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第 3 条 家庭的保育事業者等(満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士又は地域限定保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士又は地域限定保育士の数が 1 人となるとき

事業者」という。)」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 48 条において準用する第 4 号において同じ。)」と、同条第 4 号中「次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 48 条において準用する次号」と読み替えるものとする。

付 則

(連携施設に関する経過措置)

第 3 条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者

は、当該保育士又は地域限定保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 付則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。))において、開所時間を通じて必要となる保育士又は地域限定保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士又は地域限定保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士又は地域限定保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士又は地域限定保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)又は地域限定保育士を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士又は地域限定保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 付則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。))において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上置かなければならない。

(取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章及び第2章（略） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節及び第2節（略） 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条～第52条) 第4章（略） 付則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(5)まで（略） <u>(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)</u>をいう。 <u>(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)</u>をいう。 (7)から(11)まで（略） <u>(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。</u> <u>(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u> <u>(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。</u>	目次 第1章及び第2章（略） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節及び第2節（略） 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 第4章（略） 付則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(5)まで（略） <u>(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</u> (7)から(11)まで（略）

(12)から(22)まで (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 及び 5 (略) (あっせん、調整及び要請に対する協力)	(12)から(22)まで (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 及び 5 (略) (あっせん、調整及び要請に対する協力)
--	---

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 及び 3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び (2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども 77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 及び 3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 及び (2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ (略) (4)及び(5) (略) 5 及び 6 (略) (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」と	7,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ (略) (4)及び(5) (略) 5 及び 6 (略) (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号</u>におい
---	--

いう。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)から(4)まで (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを含む。))である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)は、<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供するときは、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用保育を提供するときは、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた	て「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)から(4)まで (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)は、<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供するときは、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用保育を提供するときは、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲</u>
---	---

法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第 36 条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)は、満 3 歳以上保育認定子どもに対し特別利用教育を提供するときは、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第 36 条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)は、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用教育を提供するときは、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守し

2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用教育を提供するときは、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上

なければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の規定により特別利用教育を提供するときは、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合にあっては、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認

保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第1節 利用定員に関する基準

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第1節 利用定員に関する基準

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。))ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。))に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとする。))及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第 43 条第 1 項を除く。)において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前 2 項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 39 条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満 3 歳未満保育認定子

自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の

どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その

内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(法第7条第7項第2号に規定する満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第37条第2項第2号に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>に限る。第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 から 6 まで (略) 7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設<u>又は事業所</u>として適切に確保しなければならない。 (1) 及び(2) (略) 8 <u>満3歳以上限定小規模保育事業者は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 9 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子ども</u>に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 から 6 まで (略) 7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。 (1) 及び(2) (略) 8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
---	---

第 37 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

10 事業所内保育事業（第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

11 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（付則第 5 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

12 （略）

（利用者負担額等の受領）

第 43 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 から 6 まで （略）

第 37 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

9 事業所内保育事業（第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 1 号及び第 2 号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（付則第 5 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11 （略）

（利用者負担額等の受領）

第 43 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 から 6 まで （略）

(運営規程) 第 46 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(6)まで (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第 39 条第 2 項及び第 3 項に規定する選考の方法を含む。) (8)から(11)まで (略) (勤務体制の確保等) 第 47 条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (記録の整備) 第 49 条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1)から(5)まで (略) (準用) 第 50 条 第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について	(運営規程) 第 46 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)から(6)まで (略) (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項(第 39 条第 2 項に規定する選考の方法を含む。) (8)から(11)まで (略) (勤務体制の確保等) 第 47 条 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) (記録の整備) 第 49 条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1)から(5)まで (略) (準用) 第 50 条 第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について
---	---

準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第 14 条第 1 項中「施設型給付費(法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と、第 25 条中「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園(認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 10 項の規定による公示がされたものを含む。)である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」とあるのは「第 33 条の 10 第 1 項各号」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)は、教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、当該特別利用地域型保育に係る教育認

準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第 14 条第 1 項中「施設型給付費(法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者は、法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、当該特別利用地域型保育に係る法第 1

定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及

9条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づ

び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)は、教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合

き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

にあつては、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

(特定利用地域型保育の基準)

第 52 条 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)は、満 3 歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育に係る満 3 歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(第 51 条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3

第 52 条 特定地域型保育事業者は、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号

0 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。))に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。 付 則 (連携施設に関する経過措置) 第 5 条 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、<u>第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</u>	の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども(令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」とする。 付 則 (連携施設に関する経過措置) 第 5 条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、<u>第 42 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</u>
--	---

(取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 13 条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定</u>	第 13 条 (略)

<u>する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)</u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。	
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条の規定は、令和8年12月25日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。